

# 新自由主義に対抗する協同 組合運動

賀川豊彦「神の国」運動の現代的  
視座

稲垣久和

# 感染拡大 vs 経済を回す

- 「Go To トラベル」 → 経済も回らなくなった
- 新自由主義はカルト宗教化！ → 資本主義の最終形態
- ポリテイカル・エコノミーの必要性
- 経済中心の社会から人間中心の政治経済へ  
↓
- 「経済人間」(homo economicus) から「倫理人間」へ (homo ethicus = 自己愛 + 利他主義)

# 「神の国論」としての協同組合運動

- 資本主義（新自由主義）のオールターナティブは社会主義なのではない。
- そもそも日本国憲法の下であらゆるものを市場化していく新自由主義は許容されないであろう。なぜなら国民に**基本的人権**が保障されているのだから。
- 戦前とは異なり、憲法13条「公共の福祉」、21条「結社の自由」、25条「生存権」

# 総合JAにおけるスピリチュアルな改革 「共同性」を母胎とする「公共性」の獲得

国	宗教	相互扶助(助け合い)		
		教義	関係性	特徴
日本	仏教 (鎌倉新仏教)	慈悲	身近な他者との間で結ばれる相互扶助(善業を積む)	「内に閉じられた共同性」(家族をはじめ、仲間、近隣・同朋からなる「親密圏」での助け合い)
西欧	キリスト教 (賀川「神の国」論)	人類愛 兄弟愛 隣人愛 友愛	全人類(異質な他者)との間で結ばれる相互扶助	「外に開かれた公共性」(地域的、全国的、世界的、地球的規模の「公共圏」での保護・救済活動)

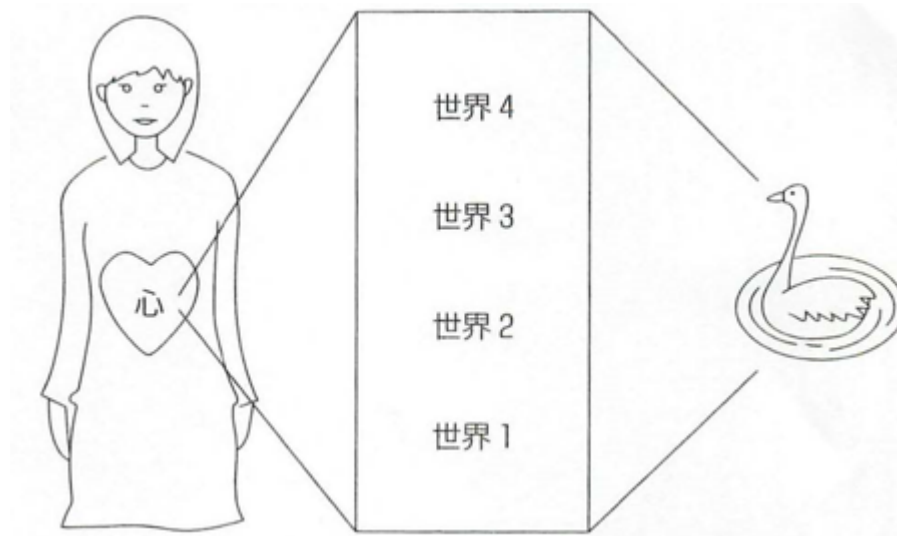
拡張 or 転換が課題

普遍性あり

貧困、孤独、病気、障がい、災害、介護、子育て、資源制約、環境破壊などにより「生き方の幅」が狭まっている人びとの保護・救済をめざす活動を行う(たとえばSDGsの17目標)。「異質な他者」には次世代の子どもたちも含まれる。

# 日本宗教史

- 普遍的な「スピリチュアルな意味の世界」
- スピリチュアルな多層的構造と「超越/内在」
- 仏教 → 仏、鎌倉仏教 慈悲の心
- 儒教 → 天、江戸後期と明治期 仁の心
- キリスト教 → 神 隣人愛



主観が実在（リアリティ）を認識する仕組みを著者は創発的解釈学と呼んでいる。世界1（自然的・身体的意味の世界）、世界2（心理的意味の世界）、世界3（社会的・倫理的意味の世界）、世界4（スピリチュアルな意味の世界）。

## 図1 四世界論としての創発的解釈学

出典：稲垣久和『宗教と公共哲学—生活世界のスピリチュアリティ』東京大学出版会、2004年、62頁より抜粋。

【石田スライドNo.19】より転載

## 新自由主義的な政策にプロテスト(総合JAへの期待)

民間企業にビジネスチャンスを与える安倍・菅政権  
社会的共通資本(農地)の管理、運営は、fiduciary(信託された者)としてふさわしい協同体組織が担うべきだ

### ① 准組合員事業利用規制の導入

政府は「2021.3を期限として調査を行い、検討を加えて、結論を得る」としている(農協法附則51条3項)。事業利用規制の導入をめぐるっては、組合員が「自ら決める」価値を訴求する必要がある。

### ② 協同組合の独禁法適用除外の無効化

JA高知県(旧JA土佐あき)の排除措置命令取消請求訴訟は、最高裁で上告不受理(敗訴)が決まった(2020.10.13)。協同組合の共同行為の実質的な否定である。すでに2015年改正農協法では従来の「専属利用契約」の規定も削除されており、協同組合を市場経済における1プレーヤーとみなす法体系が完成している。今後、(農業)協同組合の「独自の強み」を喪失させる原因となる。

### ③ 種苗法の改正

2021.4に改正種苗法が施行される。菅政権は実質討議わずか数時間で可決・成立させた。すでに都道府県が種子開発を担うことの根拠法であった「主要農作物種子法」は、「民間参入」を妨げるとして2018年に廃止されているが、改正種苗法も種子ビジネスに多国籍企業をはじめとする民間参入を促進するねらいがある。今後、多国籍農薬化学企業による種子と農薬のセット販売が進むことが予想される。多国籍企業にとって日本は世界屈指の「おいしい」市場である。

### ④ 企業の農地取得

国家戦略特区の兵庫県養父市で認められている企業による農地取得の特例が2年延長で決着した。全国展開をめざす民間議員が企業の農地取得にこだわる理由は、将来的な農地転用にある。fiduciaryの概念のない者に農地取得を認めるのはリスク。実態はほとんどリース(賃貸借)。19

# 賀川豊彦とfiduciary(受託者)

- 賀川の「神の国論」に基づく協同組合運動は信託理論の構造を持っている。今日それは日本国憲法の中の信託理論と主権論の中でよく理解できる。
- 日本国憲法前文「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」
- 信託理論(fiduciary)の三者関係は委託者(天)、受託者(代表者)、受益者(国民)であるが、背理的に国民主権という形を取っている。天賦信託論(儒教の「天」)



# キリスト教文化圏

- スイス連邦憲法(1999年)「全能の神の名において！スイス国民及び州は、被造物に対する責任を自覚し、……」
- カナダ憲法(1982年)「カナダは、神の至高性および法の支配を承認する原理に基礎づけられているので、以下のとおり定める。……」)

# 天賦信託論（儒教の「天」）

- 信託理論の三者関係
- 「そもそも国政は、国民（→天）の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民（→天）に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」
- 領域主権論の堅持（四セクター論＝ペストフの三角形とは異なる）→主権の分散

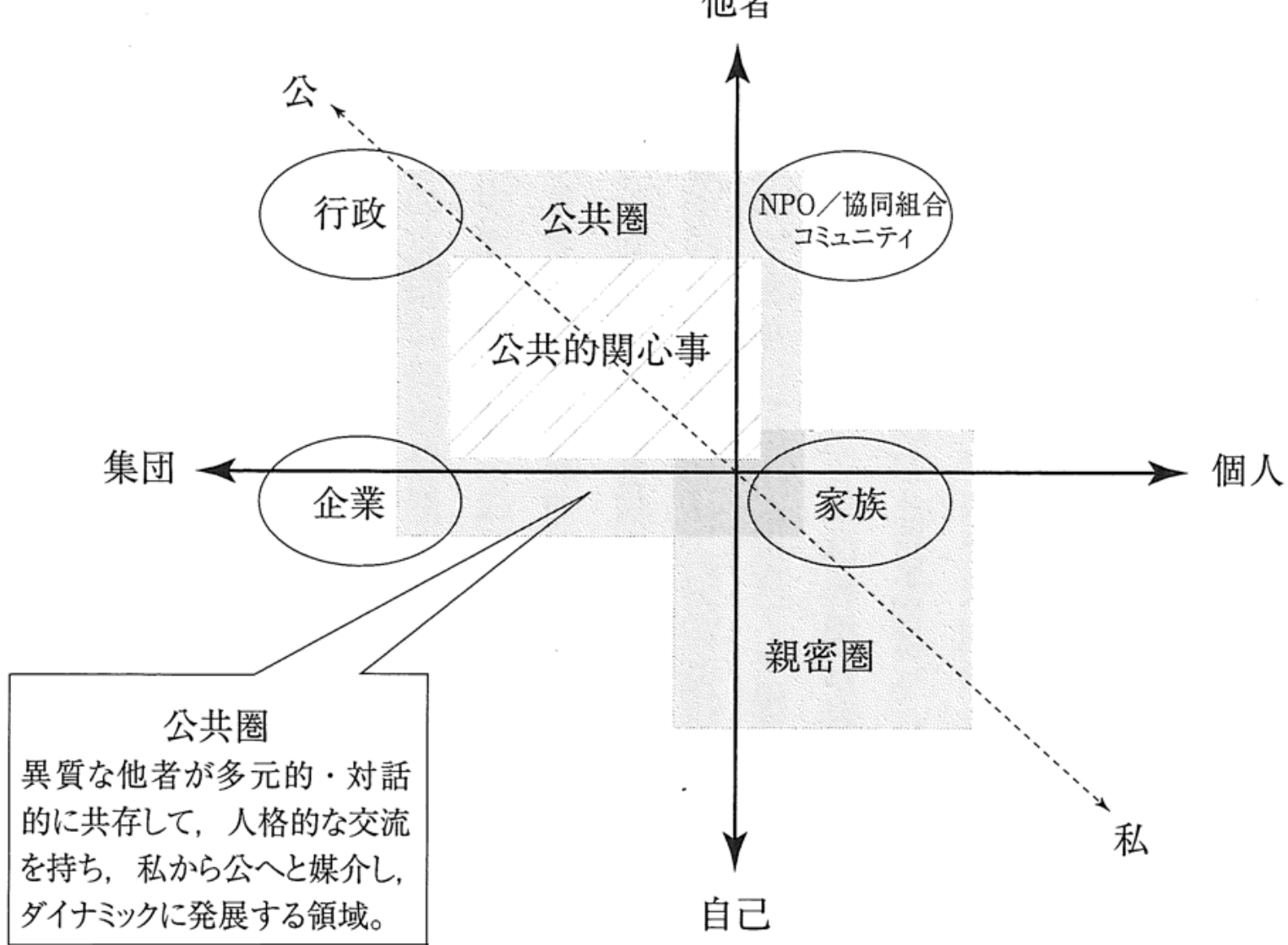


図1 「自己－他者」と「親密圏－公共圏」の図

稲垣久和  
[NAGAKI Hisakazu]  
十土田修  
TSUCHIDA Osamu

アベノミクスと  
ポスト・コロナの時代

# 新自由主義 日本型の破綻

東京新聞社会部記者

望月衣塑子氏

推薦!

ポスト・コロナの先に、  
私たちは何を見るのか。  
新自由主義は、人々を  
幸福にはしなかった。  
持続可能な社会を描く  
ために、いま、必要な  
ことは何か。本書には、  
次の時代を生きるため  
の知恵が詰まっている。

定価(本巻1800円+税)

森  
秋  
社